

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和5年4月24日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時45分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	都築 英治委員、石川 英隆推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、曾我主査、今泉主査、青山
議事録署名者	2 中尾 充紀 委員 5 鶴田 晃康 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 2 中尾 充紀 委員 5 鶴田 晃康 委員

また、欠席者は 6 都築 英治 委員 8 石川 英隆 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第18号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について曾我主査から次のとおり説明があった。

日程第1 第18号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号14から18の5件です。申請内容は、売買が5件です。

譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが2件、農耕に精進するためが3件です。譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なためが1件、耕地交換のためが2件、相手方の要望によるためが2件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田1,461㎡、畑211㎡、計1,672㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第19号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第20号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第19号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号6番の1件で、転用目的は、分家住宅の建築で、申請面積は、畑188㎡です。

続きまして日程第3第20号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号40番から44番までの5件で、転用行為別に見ますと、分家住宅の建築が3件、工場の建築が1件、粘土採掘場が1件です。

面積につきましては、田37,664㎡、畑38,268㎡、合計38,268㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号43番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第3第20号議案資料】と書かれた資料をご覧ください。

本案件は譲受人が、譲渡人の所有する田を転用し、工場を設置するものです。譲受人である●●株式会社は●●市●●町に拠点を置き、主に自動車部品製造業を行っている法人でございます。先端輸送機器関連となる燃料電池車用エアバルブの製造等による事業拡大により、既存敷地では手狭になったことと、新工場が既存工場と離れた位置では、事業の効率・総合化や生産性や工程管理の向上を図る事が出来ないため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて3ページが土地利用計画となっております。雨水の排水計画は敷地内に雨水調整池を設け、貯留容量及び放流量については特定都市河川浸水被害対策法に基づく計算結果及び明治用水土地改良区基準による貯留容量600㎡/ha満たすようになっており、西側の暗渠へ放流する計画となっております。また、放流先の排水施設（暗渠）は、口径を300φから600φに変更する計画となっております。土砂の流出は敷地境界にCBを設置することで防止する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

次に、資料4ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。本申請地の立地基準は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当し、許可基準は既存施設の拡張に供するもので許可できるとなります。

説明案件を含む4条、5条申請あわせ6件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号44

番で、5 ページに位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、4月13日（木）に鈴木貴士委員と横山淳子委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第21号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第4第21号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田6, 174㎡です。本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第22号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規程による農用地利用集積等促進計画案について

なおこの議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員に退席していただき、審議します。審議にあたっては、議事参与の制限を受ける委員が、権利の移転を受ける場合と、権利の移転をする場合がございますので、権利の移転を受ける者の町名を指定した上で審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第22号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第1

8条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

令和5年度農用地利用集積等促進計画案の集計表をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために農地中間管理機構が作成する計画です。

市は、農地中間管理機構からの依頼を受けこの促進計画の案を作成することになっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定では、この案を作成するにあたり、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとすると言われておりますのでご審議をお願いします。

今回は、耕作者の入れ替えに伴う権利の移転となります。

権利の移転を受ける者、権利の移転をする者、移転の時期、移転する権利、及び移転する土地はご覧のとおりとなっております。

権利の移転をする農地の面積の合計は、26筆、42,614,00㎡です。

本日、農用地利用配分計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただくことになります。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、1ページ目の、権利の移転を受ける者の列が安城町及び古井町の促進計画案について審議します。これらの事案に係る委員には退席をしていただきます。

まず、鈴木貴士委員に関する事項について審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席していただきます。

それでは、権利の移転を受ける者の列が安城町及び古井町の促進計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、姫小川町から藤井町までの促進計画案について審議します。

これらの事案には、私の事案も含まれますので、議長は、会長職務代理者の1

4番、太田千尋委員に交代し、私は、退席します。

それでは、権利の移転を受ける者の列が姫小川町から藤井町までの促進計画案について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしとすることですので、この部分の促進計画案は議案どおり決定させていただきます。これより再び、議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のう え、議長席にお戻りください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第4号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第6 報告第4号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号21から23の3件です。

転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、共同住宅の建築が1件です。

面積は、田838.00㎡、畑406.00㎡の合計1,244.00㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号21から27の7件です。

転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、共同住宅の建築が2件、分譲宅地用地が3件です。

面積は、田1,289.39㎡、畑944.00㎡の合計2,233.39㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、43から55の13件です。

解約事由別にみますと、自作するためが2件、売却するためが3件、他者に賃貸しするためが1件、収用のためが1件、利用権を設定するためが5件、転用するためが1件です。

面積は、田27,623.72㎡、畑446㎡の合計28,069.72㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、2から4の3件です。

昭和58年に住宅が建築され、現在まで宅地として利用しているが1件、昭和60年に倉庫が建築され、現在まで宅地として利用しているが1件、20年以上前に複数の建物が建築されており、現在も宅地として利用しているが1件です。

面積は、畑564㎡となっております。

続きまして、取消願書についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1と2の2件です。

取消の事由としましては、許可後に譲渡人が死亡し、計画が変更となったためが1件、願出者が粘土採掘業を廃業したためが1件です。

面積は、田3,146㎡、畑97㎡の合計3,243㎡です。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号2の1件です。

変更事由としましては、通路部分を採掘場に変更し、新規採掘場を追加するためです。

面積は、変更前 田9,704㎡、変更後 田 8,992㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

上記の協議依頼事項について曾我主査から次のとおり説明があった。

別紙として事前に送付してある資料のA4両面刷りの用紙、農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。

今回、令和5年3月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は682㎡でした。

用途変更の目的は市民農園の駐車場が1件です。裏面の状況調書と併せてご確認ください。

隣接する市民農園のための駐車場を設置しますが、汚水は発生せず、雨水は自然浸透にて排水します。

なお、現地確認につきましては、4月13日に、鈴木貴士委員、横山淳子委員にお願いし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見に対する回答について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

まず、資料といたしましては、別添資料としてお配りした、表紙に「回答書」とある冊子と、定例会資料の1ページから始まる資料1の2種類でございます。本来であれば、回答の全文をもってお伝え申し上げるところであります。全てをお伝えするには相当な時間を要しますので、回答内容を要約した資料1を元にご報告いたします。

では、定例会資料の1、1ページをご覧ください。

去る3月9日に、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見書を当農業委員会から市長に提出いたしましたところ、これに対する回答が市長からございました。

農業委員会から提出した意見書ですが、大きく3点の提案をしました。1つ目は、「遊休農地等の発生防止と解消」に係る提案、2つ目は「農地利用の集積と集約化」に係る提案、3つ目は「新規参入等の促進」に係る提案です。

これらの提案及び回答を要約したものを、2ページから6ページまでに記載させていただいております。この場では、かいつまんでお伝えいたしますのでご了承ください。

まず、2ページですが、こちらは、①遊休農地等の発生防止と解消に係る内容でございます。(1)不耕作地の情報の管理について、では、耕作放棄のおそれがある農地について、土地所有者から農地利用の意向を届け出る仕組みを構築していただきたい。という提案をいたしました。これに対しては、農地所有者の利用意向を届け出る仕組みとして、「おくやみ窓口」の一環として相続人等の方に対し、農地の利用意向を聞き取る取組みを行ってまいりたいと考えております。という回答でございます。

1つとびまして、(3)身近な農業者の人材育成について、では、不耕作地の増加を防ぐために、市アグリライフ支援センターで、市民農園や体験農園の経営者の育成を推進し、身近な農業者を育成できる体制を整備していただきたい。という提案をいたしました。これに対しては、経営者育成については、市民農園や体験農園のニーズを図りながら、検討してまいります。という回答でございます。

次に、3ページ及び4ページに移ります。こちらは、②農地利用の集積と集約化に係る内容でございます。

まず、3ページですが、(1)農地利用の集積・集約化に支障をきたす転用行為の抑制について、細かく3つの提案をしております。1つ目として、土地利用に関する計画策定の際には、農業者等が主体的にかかわる方法としていただきたい。という提案に対しては、計画策定に係る審議会において、引き続き農業委員会やJA等からの委員にご審議いただくことにより、本市の産業振興という視点から、優良農地の保全に配慮した計画となるよう努めてまいります。という回答でございます。

次に、2つ目として、大規模な転用行為が生じる場合は、担い手に対する事前協議や農業者等の逸失利益に対する仕組みを、事前に検討の上、実施していただきたい。という提案に対しては、今後は、前年度分の農地転用された農地面積が5,000㎡以上の耕作者に対し、令和6年度より、新たな設備投資等につなげていただく目的で一定額の支援をさせていただきます。という回答でございます。

4ページに移ります。(2)地域計画の策定について、では、地域計画の策定にあたっては、優良農地を確保し、農地利用の集積・集約化を計画した区域が開発されないよう誘導し、無秩序な開発を防止できるようにしていただきたい。という提案をいたしました。これに対し、地域計画の策定過程においては、市の都市計画との調整を図った上で、JAや土地改良区等の関係機関との協議や、農用地利用改善組合を中心とした協議を実施し、地域計画の策定を進めることを予定しております。という回答でございます。

次に、5ページ及び6ページ、③新規参入等の促進に係る内容でございます。

まず、5ページですが、(2)関係機関との連携等による方法について、では、

後継者や新規就農者の確保のため、関係機関と連携し、新規就農希望者に対する相談窓口、実践指導の受け入れ窓口、農地情報の提供の充実等の施策を推進するとともに、廃園予定農家の既存の施設や設備を有効活用できる仕組みを構築していただきたい。という提案をいたしました。これに対し、現在、新規就農希望者や廃園予定農家については、JA、県普及課及び市による担当者会議で情報交換を行っており、既存施設の有効な活用やマッチングについて可能性を探っております。関係機関と密な情報交換をもとに将来の人材確保につながるよう進めてまいります。という回答でございます。

6 ページですが、(4) 経営支援について、では、農業者の安定的な農業経営を図るための生産資材の価格高騰に対する支援、持続可能な農業経営を推進するための農業経営に係る経営診断に対する支援を検討していただきたい。という提案に対し、昨年度は県の肥料価格高騰対策支援金について、本市も上乘せで支援を実施いたしました。今後も必要な支援について検討をしてまいります。また、経営診断に対する支援については、国が農業経営・就農サポート推進事業にて、中小企業診断士等の派遣を含む相談を実施しておりますので、本市としては、まずはこちらの事業の活用を推進するとともに、さらに必要な支援策について検討してまいります。という回答でございました。

以上、回答内容をかいつまんでお伝えいたしました。皆様には、内容を正確に把握していただくために、後ほど必ず全文の方もお読みいただきたいと思います。その上でご不明な点等につきましては、事務局へお問い合わせください。

なお、回答書につきましては、市のウェブサイトに掲載させていただきますので、よろしくお願いたします。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

3 令和5年度安城市農業委員会活動計画（案）について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

では、7 ページ、資料2をご覧ください。

まず、この活動計画というのは、農業委員会等に関する法律の第6条に規定される農業委員会の所掌事務のうち、本市農業委員会が行おうとする活動の概要を記載することにより、毎年度の当初にその年の活動を前もってご認識いただくために作成しているものでございます。

そして、ご覧いただいている7 ページからのものが、令和5年度の計画（案）

です。

ここに挙げた各事業名の下には、令和5年度の予算額と、カッコ内には前年度の予算額及び決算額を記載しております。

では、内容について順にご説明いたします。

前文に続いてまず、「1 農地の権利移動、転用等」でございますが、例年どおり、毎月の定例会で農地法に基づく許可等を審査します。表には、1月の定例会でもご報告いたしました農地法3条、4条及び5条関係の実績を記載しております。

続きまして、「2 農地の保全」については、農地パトロール、広報紙等を通じて啓発活動を行うとともに、不耕作農地についての意向確認や無断転用の指導を行います。予算額88万2千円は、農地利用状況調査の謝礼分でございます。

続きまして、8ページに移りまして「3 農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等申請に伴う現地調査」については、農振除外及び農地転用に伴う現地調査につきまして、毎月2名の農業委員の方にご協力いただき、実施してまいります。予算額16万8千円は、委員の日当となっております。

また、農地法第3条の申請につきましては、事務局で現地確認をいたしますが、地域における農業の取組みを阻害するような権利取得を排除するため、地元の農地利用最適化推進委員の現地調査を、意見書の作成に付随して個別にお願いすることもあります。

次に、「4 農地等利用関係紛争処理」につきましては、農地等の利用関係に係る紛争防止のために、及び当事者からの和解仲介の申出があった時は、会長が指名する3人の仲介委員が和解の仲介を行います。

続きまして、「5 農地移動適正化あっせん」につきましては、農業委員会が農業振興地域内の農用地の売買を希望する農家の間に立ち、あっせんを行います。この場合の売り手には譲渡税の特別控除(800万円)のメリットがありますが、売り手は買い手を指定できず、また、あっせん委員会が指定する、その売買する農地に隣接または近接の農地で耕作している担い手でなければ原則として買い手にはなれません。予算額は、あっせんの申出があった場合のあっせん委員の謝礼分です。

続きまして「6 農地の利用集積と集約化の促進」につきましては、農地中間管理事業による賃借権等の設定を推進することにより、担い手の経営規模拡大と生産性の高い農業経営を確立するため、対象農地の掘り起こしと効率的な利用を促進します。

続きまして9ページをご覧ください。「7 粘土採掘場現地調査」につきましては、これまで同様、春・秋の年2回実施し、農地利用最適化推進委員それぞれ4名ずつご出席いただくことを予定しています。予算5万6千円は、その謝礼の合

計額となっております。

次に、「8 農地の賃借料情報の提供」につきましては、過去1年間における農地の実勢賃借料を調査し、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、平均額・最高額・最低額を市公式ウェブサイトで公表します。ちなみにこの表は、先月の農業委員会でもご説明いたしましたが、令和3年11月からのおよそ1年間の賃借料情報を集計し、現在、目安として公表しているものでございます。

次に「9 経営改善支援」でございますが、認定農業者の経営改善のため必要となる情報の収集及び提供、研修会や意見交換会を行うとともに、家族経営協定の普及推進を図ります。

なお、(1)と(2)には、令和5年1月現在の認定農業者数及び家族経営協定締結農家数を記してございます。

続いて10ページに移りまして、「10 農業者年金普及」では、年1回愛知県農業会議の担当者を招き、説明会や相談会を行いたいと考えております。

続きまして、「11 新規参入促進」については、地域において新たに農業経営に参入する話がございましたら、地域における受入条件の調整や整備を図るとともに、後見人等の役割をお願いいたします。

最後に、「12 その他」として、「先進地視察及び研修」についてでございますが、表にはこれまでの実績が記載してあります。なお、令和5年度は、先進地視察を実施する方向で調整したいと考えております。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

11ページ、資料3をご覧ください。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、●●町の5筆で構成される生産緑地で、面積は2,313平方メートル、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は6ページに示しております。

この件につきまして、農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、5月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 について、天野補佐から次のとおり説明があった。

1 第3次安城市食料・農業・交流基本計画について

市では、令和3年から昨年までの2年間をかけて、第3次安城市食料・農業・交流基本計画の策定を進めてまいりまして、3月によりやく完成しました。本日お手元にお配りしたものが、本編と概要版となります。

策定に際しては、林農業委員会会長が農業振興協議会の場でもご審議をいただき、市民アンケートや関係各団体のご意見をうかがいながら、策定作業を進めて参りました。

今回の基本計画では、目指す姿を「日本デンマークの継承と新時代を拓く安城農業の実現」としまして、担い手の減少や経営環境の悪化などにより厳しさを増している農業の情勢の中で、先人たちのような開拓者精神をもって、農業の持続的な発展を実現するため、食料・農業・交流のそれぞれの視点で、さまざまな事業を行っていくことを定めております。

農業委員の皆様におかれましても、ご一読いただき、目指す姿の実現に向けて今後ともご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

2 番以降について、杉浦係長から次のとおり説明があった。

2 令和4年度生産調整の実施結果について

令和4年度の集落別生産調整実施結果は表のとおりです。

地区によって転作実施率の達成、未達成はありますが、安城市としては転作実施率が117%となり、生産数量目標を達成しております。

3 生産緑地の買取り希望者の調査結果について

先月の定例会におきまして、市に買取り申出のありました●●町(2,635㎡)の生産緑地につきまして、買取り希望者の調査をお願いさせていただきましたが、その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、その旨の報告をさせ

ていただきます。

4 ふれあい田んぼアート2023について

田植えにつきましては、5月14日（日）に実施いたします。コロナ禍前と同様に実施いたしますので、是非ご参加ください。

5 農業委員会会長・事務局長会議

5月19日（金）に愛知県三の丸庁舎で開催されますので、会長が出席をされ、事務局長が随行をいたします。

6 提出物

先月の定例会でお知らせいたしましたとおり、「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の提出をお願いします。

7 配付物

今年度の安城市職員名簿ができ上がりましたので、お配りいたしました。

また、活動記録に関し、令和5年度安城市農業委員会活動記録簿としてA3の記録用紙を配布しておりますので、5月分の記録についてご協力をお願いします。予備が必要の方は、お渡ししますので、事務局職員にお声掛けください。

なお、紫色の2023年度農業委員会活動記録セットは、活動記録の参考として配布しております。この紫色の冊子の中身については、提出を求めません。

8 次回予定

今回は、5月22日（月）の午後1時30分から本庁舎3階第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催し、その後、研修会を開催します。研修会では、女性農業委員さんより、活動報告をしていただく予定です。

連絡報告事項は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。